

耐震、省エネ、バリアフリーリフォームにおける固定資産税の減額措置

耐震改修工事や省エネ改修工事、バリアフリー改修工事を行った場合、一定の要件を満たすことで固定資産税が減額されます。なお、減額の適用には町への申請が必要です。（都市計画税は該当しません）

税金情報

税務課 ☎64-7703

	耐震改修工事	省エネ改修工事	バリアフリー改修工事
工事期限	平成30年3月31日まで	平成30年3月31日まで	平成30年3月31日まで
減額期間	1年間 ※1	1年間	1年間
減額の概要	改修した住宅の翌年度分の固定資産税額の2分の1を減額(120㎡相当分まで) ・長期優良住宅の認定を受けて回収した場合、回収が完了した翌年度分の固定資産税額の3分の2を減額(120㎡相当分まで)	改修した住宅の翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額(120㎡相当分まで) ・長期優良住宅の認定を受けて回収した場合、回収が完了した翌年度分の固定資産税額の3分の2を減額(120㎡相当分まで)	改修した住宅の翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額(100㎡相当分まで)
家屋の適用要件	・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること ・併用住宅の場合は居住部分の割合が2分の1以上であること	・平成20年1月1日以前から所在する住宅であること ・賃貸住宅でないこと ・併用住宅の場合は居住部分の割合が2分の1以上であること ・改修後の床面積が50㎡以上の住宅	・新築された日から10年以上経過した住宅であること ・賃貸住宅でないこと ・併用住宅の場合は居住部分の割合が2分の1以上であること ・改修後の床面積が50㎡以上の住宅 ・次のいずれかに該当する人が居住していること ①65歳以上の人（改修工事が完了した年の翌年の1月1日現在の年齢） ②要介護または要支援の認定を受けている人 ③障がいのある人
改修工事の要件	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること	次の①の工事、または①と併せて行う②から④の工事で、改修部位が現行の省エネ基準に適合すること ①窓の断熱工事 ③天井の断熱工事 ②床の断熱工事 ④壁の断熱工事	次の①から⑧のいずれかの工事であること ①通路などの拡幅 ⑤手すりの取り付け ②階段の勾配の緩和 ⑥段差の解消 ③浴室改良 ⑦出入口の戸の改良 ④便所改良 ⑧滑りにくい床材への取り替え
費用要件	補助金等を除き改修工事費用が50万円超であること ※耐震、省エネおよびバリアフリーに関係のない費用は含まれません。		
申請手続	工事完了後3ヵ月以内に、必要書類を税務課資産税係に提出してください。なお、必要書類については、お問い合わせください。		

いずれの減額制度とも、他の減額制度との併用はできません。ただし、省エネ改修の減額とバリアフリー改修による減額は併用して適用を受けることができます。

※1 特に重要な避難路として指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修工事は2年間

国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

国民健康保険に加入の皆さんへ

高齢受給者証を郵送します

70歳から74歳までの人が現在お持ちの高齢受給者証は、7月31日で期限切れとなります。このため、8月1日からの新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。

有効期限の過ぎた高齢受給者証は、責任を持って破棄していただくか、住民課国民健康保険係までご返却をお願いします。

限度額適用認定証の申請について

一つの医療機関で高額な受診をした際の窓口支払いが、自己負担限度額（右表参照）までになる『限度額適用認定証』を申請により交付しています。現在、交付済みの認定証は、有効期限が7月31日までですので、8月以降の認定証を希望する人は8月1日以降（土・日曜日、祝日を除く）に申請をしてください。

申請に必要なもの

①国民健康保険証 ②印鑑 ③すでに交付を受けている場合は、現在お持ちの認定証 ④マイナンバーの番号がわかるもの

※国民健康保険税の滞納がある人には交付できません。
※高齢受給者証をお持ちの人は、区分により申請が必要ない場合があります。

70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

	所得区分	自己負担限度額（月額） 3回目まで	自己負担限度額（月額） 4回目以降※1
上位所得者	基礎控除後の所得※2が901万円を超える世帯	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
一般	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	57,600円	
非課税	町民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合

※2 「基礎控除後の所得」とは、総所得金額等の合計額から基礎控除額(33万円)と純損失の繰越額を控除(ただし、雑損失の繰越額は控除しません)した金額です。